

～このニュースは毎月、健康経営事業所に登録した事業所へ送信しています～

令和6年度健康経営事業所を認定しました

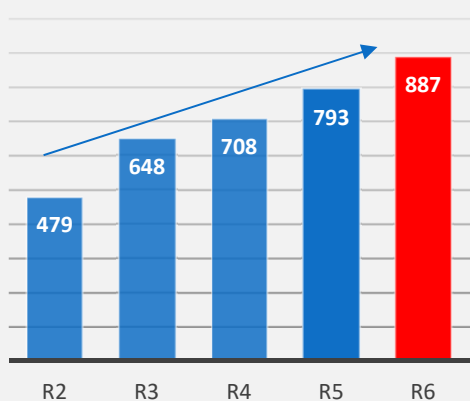
認定



昨年度、登録事業所から県に提出いただいた「実績報告書」を審査した結果、報告のあった1,648事業所のうち、5つの認定基準を全て満たした**887事業所**を「令和6年度健康経営事業所」に認定しました。認定した事業所には「健康経営認定証」と「おおいた歩得500ポイントの二次元(QR)コード」を3月中に送付しました。認定された事業所名は「県ホームページ」等に掲載し、**県内外に広く紹介**させていただきます。

注意： あるとつくユーザーの方はご自身の事業所が認定されているか、ご確認ください。
認定事業所あてに同封した「おおいた歩得500ポイント」QRコードの読み取り期限は**4月末まで**

認定事業所数の推移



認定のメリット

- ・ハローワークの求人票に認定事業所である旨を記載したり、就職相談会ブースで認定証を掲示するなど求人の際の企業PRに有効
- ・県ホームページや広報番組等、様々な機会を通じて紹介される機会が増えます・県融資制度の利用が可能
- ・社内外のイメージアップに！



今後は、経産省の健康経営優良法人も視野に入れるなどステップアップを図りましょう。

また、実績報告書の提出率は60%に留まっています。未提出の事業所の方は、今年度は是非認定事業所をめざし、チャレンジいただきますようお願いします。

【問い合わせ先】 大分県福祉保健部健康増進室 健康寿命延伸班 TEL:097-506-2667 FAX:097-506-1735

メンタルヘルス対策等出前講座事業のご案内

問合せ先：大分県障害福祉課 TEL:097-506-2741

健康経営事業所認定項目5
★事業所ぐるみの健康増進
にお役立てください

無料

県内の団体、企業が実施するメンタルヘルスに関する研修等に対して、県が講師を派遣します。

- 1 出前講座を利用したい場合は、事前に電話で、県障害福祉課に相談してください。
- 2 講師派遣の申込は、申請書により団体等が行ってください。(申請書は県ホームページに掲載)
- 3 申請内容を審査のうえ、適当と認められた場合は団体あてに事業の決定通知を送付し、講師を派遣します。
- 4 事業完了後、団体等は、県障害福祉課あてに実施報告書を提出してください。
- 5 講師への報償費、旅費の支払いは事業完了後に県障害福祉課が直接行います。

☆R5年度実績：17か所に派遣、計408名が受講

例) 職員のセルフケアの研修、悩みを抱える人に気づき、声かけを行う
ゲートキーパーの養成研修、相談対応能力向上の研修など

そのほか、「～の研修がしたい！」など、お気軽にご相談ください(*^o^*)

